

別添1 連絡文書集

以下は、組合等の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりである。

(局長通知)

1. 農業協同組合等が行う特定の宅地等供給事業のために買取られた転用相当農地等の譲渡に係る租税特別措置法の適用について（昭和49年12月6日付け農経A第1209号農林省農林経済局長通知）
2. 人権問題に関する啓発推進の取組みの強化について（平成11年7月7日付け11農経A第865号農林水産省経済局長通知）
3. 農事組合法人の事業範囲について（依頼）（平成16年7月15日付け16経営第2015号農林水産省経営局長通知）（参考：法務省民事局長あて通知）
4. 大規模農業者と連携した農業協同組合の共同利用施設の有効活用について（平成27年1月28日付け26経営第2771号農林水産省経営局長通知）

(課長通知)

1. 市町村合併に伴う行政区画の変更と組合等の地区の登記について（昭和30年6月20日付け）
2. 法人税等の非課税措置を受けるための申請手続きについて（昭和59年5月29日付け59-468農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
3. 農業協同組合の合併に伴う農業協同組合の既存施設の有効活用等の推進について（平成12年5月18日付け12農経A第691号農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
4. 農業協同組合の合併等に伴う既存施設の有効活用等の推進について（平成12年12月15日付け12-14農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
5. 休眠組合の整理に係る手続について（平成13年11月29日付け13経営第4311号農林水産省経営局協同組織課長通知）
6. 農事組合法人の指導に係る手続について（平成20年6月24日付け20経営第1960号農林水産省経営局協同組織課長通知）

別添2 別紙様式・記載例・定款例集

本監督指針における別紙様式について、別添のとおり書式例、記載例及び定款例を定めたので、申請者、届出者等から書式や記載内容についての照会があった場合等に活用されたい。

なお、以下の書式や記載内容は、一律に強制するものではなく、異なる形式の書面や内容の記載であっても、法令等で定める必要事項や適切な内容が記載されていれば差し支えない。

別添3 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第11条の23第1項の規定による信託規程の承認 ・ 第11条の23第3項の規定による信託規程の変更、廃止の承認 ・ 第11条の26の規定による信託受託農協の辞任の許可 ・ 第11条の29第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認 ・ 第11条の29第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更、廃止の承認 ・ 第11条の32第1項の規定による農業経営規程の承認 ・ 第11条の32第3項の規定による農業経営規程の変更、廃止の承認 ・ 第73条の26第1項の規定による中央会の監査規程の承認 ・ 第73条の26第3項の規定による中央会の監査規程の変更の承認 	1月
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第44条第2項の規定による定款変更の認可 ・ 第59条の規定による組合の設立の認可 ・ 第64条第2項の規定による組合の解散の議決の認可 ・ 第65条第2項の規定による組合の合併の認可 ・ 第70条第2項の規定による連合会の権利義務の承継の認可 ・ 第73条の33第2項の規定による中央会の定款の変更の認可 ・ 第73条の45第1項の規定による中央会の設立の認可 ・ 第73条の48第2項の規定による中央会の解散の議決の認可 	2月

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第202条第7項の規定による業務報告書の提出の延期の承認 ・ 第206条第2項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延 	1月

期の承認

- 第222条第2項の規定による農業協同組合監査士に関する資格試験の試験科目等の承認
- 第222条第3項の規定による組合の監査事業の実務補習に関する事項の承認
- 第232条第5項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認